

令和5年度山口県廃棄物3R等推進事業補助金の2次募集 ～3R等推進施設の整備費を補助します～

循環型社会の形成を推進するため、産業廃棄物等の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する施設等の整備費の一部を補助します。

◆募集期間

令和5年8月1日（火）から令和5年9月8日（金）まで

◆補助対象施設等

県内に設置する、産業廃棄物等のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進する施設又は廃棄物に係る未利用エネルギーを利活用する施設（3R等施設）及び3R等施設に付帯するA I（人工知能）等の高度化設備や発電等のエネルギー起源CO₂削減効果のある設備で、以下の条件を満たし、「山口県循環型社会形成推進基本計画」（4次）の推進に寄与するもの

- ① 3R等施設であって、次のいずれかに該当するものであること
（実証目的の施設も対象です）
 - ・リデュース、リユース、リサイクル又はエネルギー回収効果の高いもの
 - ・二酸化炭素排出削減効果の高いもの
 - ・優良産廃処理業者又はエコ・ファクトリー認定事業所が設置するもの
- ② 焼却施設など廃棄物の処理のみを目的とするものではないこと
- ③ 県内への波及効果が期待できるものであること
- ④ 目的を同じくする国等、他の補助制度を活用する施設ではないこと
- ⑤ 環境負荷の低減のため、十分な配慮がなされている施設であること

《補助事業で整備された施設の例》

- ・廃棄物のセメント原燃料化 ・汚泥の肥料原料化 ・廃プラの再生原料化
- ・余剰コンクリートからの骨材回収 ・廃プラ、木くず、紙くず等によるRPF化
- ・食品廃棄物等のバイオガス化発電 ・3R施設の省エネルギー型施設への更新
- ・自動車リユースタイヤの生産 ・A Iロボットによる混合廃棄物の選別施設の整備

◆補助対象者

県内に事業所があり、県内で事業を行い、以下の全てに該当する事業者

- ① 補助対象事業完了後、速やかに事業化できるものであること
- ② 将来的に当該事業を継続し、安定的に実施できる見通しがあること
- ③ 知的財産に関することなど公開することで不利益となる場合を除き、補助対象事業完了後、事業内容の公表に同意ができること
- ④ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イ～への各規定に該当しないこと
- ⑤ 県税の滞納等、法令に抵触する事業者でないこと

◆補助対象事業費等

補助対象経費：施設整備に係る構築物費、機械装置・工具器具費※、付帯工事費など

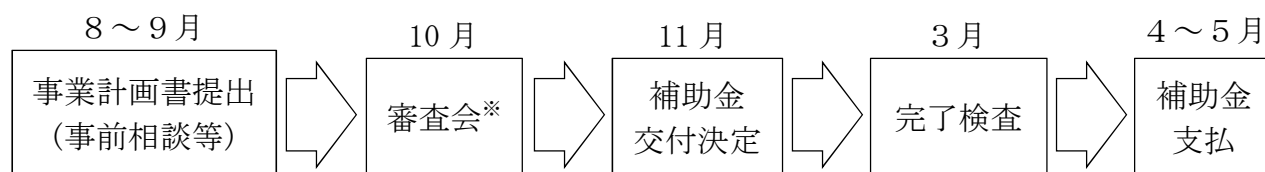
補助率：補助対象事業費の1／3以内

補助限度額：3R等施設は1事業あたり3,000万円以内（補助金額ベース）

A I等設備は1事業あたり2,000万円以内（補助金額ベース）

※リース契約による設置や複数年の割賦による購入は対象外

◆事務手続きの流れ



※審査会においてプレゼンを実施していただきます。

◆提出書類

- ①事業計画書（様式1～3）※廃棄物・リサイクル対策課のホームページからダウンロードできます
- ②事業実施場所の位置図
- ③施設の構造や仕様を示した図面・カタログ
- ④見積書（原則として、複数業者から見積りを取ってください）
- ⑤財務諸表（直近の2期分）
- ⑥県税納税証明書（全税目について滞納がないこと）
- ⑦法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本
- ⑧会社パンフレット

※実証施設の場合は、実証計画及び数値目標を添付してください。

◆応募先（問い合わせ先）

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課 ゼロエミッション推進班

TEL：083-933-2992 FAX：083-933-2999

E-mail：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp